

くらしに、
いつも
NEWを。

多摩市定例記者会見

3月26日

全国初！市内社会福祉法人・特養5施設と多摩市が協定締結 ～多様な社会貢献活動へ向けて～

- ① 「民生委員・児童委員」の担い手不足解消へ向けて
推薦の協力
- ② 「介護保険法における地域支援事業」への協力

健康福祉部高齢支援課

全国初！市内社会福祉法人・特養5施設と多摩市が協定締結 ～多様な社会貢献活動へ向けて～

👉ポイント

- ①「民生委員・児童委員」の担い手不足解消へ向けて推薦の協力
- ②「介護保険法における地域支援事業」への協力

1 協定概要

3月26日（木）、市内社会福祉法人・特養5施設と市は、「社会福祉法人・特別養護老人ホームの社会貢献事業における協力等に関する協定書」の締結を行いました。

(1) 目的・内容

本協定は、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、社会福祉法人の自主性、創意工夫による多様な社会貢献活動における協力等について定めることを目的とし、

- (1)民生委員・児童委員の推薦への協力
 - (2)介護保険法における地域支援事業への協力
 - (3)その他多摩市が社会福祉法人・特別養護老人ホームへ要請する協力
- についての協定となります。

(2) 協定締結先（順不同）

- 社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会
・特別養護老人ホーム 桜ヶ丘延寿ホーム
- 社会福祉法人 楽友会
・特別養護老人ホーム 白楽荘
- 社会福祉法人 蓬莱会
・高齢者総合ケアセンター ケアプラザ多摩
- 社会福祉法人 大和会
・特別養護老人ホーム 和光園
・特別養護老人ホーム 愛生苑

問い合わせ

健康福祉部高齢支援課 電話：042(338)6923

おくやみコーナーを開設します

- ①死亡に関する手続きをできる限りワンストップで行い、ご遺族の負担軽減を図ります。
- ②手続きをおくやみコーナーに集約することにより、各課事務の効率化を図ります。

市民経済部市民課

おくやみコーナーを開設します

ポイント

- ①死亡に関する手続きをできる限りワンストップで行い、ご遺族の負担軽減を図ります。
- ②手続きをおくやみコーナーに集約することにより、各課事務の効率化を図ります。



1 おくやみコーナーの概要

ご家族など身近な方が亡くなられた際、ご遺族による市役所での各種手続きの不安や負担を軽減するため、必要となる手続きの相談・案内・受付をできる限りワンストップで行う窓口「おくやみコーナー」を開設します。

何をしたらよいのか、どこで手続きをすればよいのか分からないといったご遺族の不安に寄り添いながら、必要な手続きを丁寧に案内し、安心して手続きを進めていただけるよう支援します。

2 開設時期

窓口開設：令和8年4月1日（水）

予約受付開始：令和8年3月26日（木）

3 支援内容

事前予約をいただき、亡くなられた方やご遺族の状況から該当する見込みの手続きを具体的に抽出し、申書作成の補助をした上で、申請書を受け付け、証を回収します（回収した証は、担当課に回送します）。

4 予約方法

予約方法：電話予約のみ

予約受付時間：8時30分～17時00分

予約可能日：予約受付日から最短で4営業日後

予約枠：1日4枠

①9時～②10時30分～③13時30分～④15時～

問い合わせ

市民経済部市民課 電話：042(338)6880

第7弾「キャッシュレスでGO!GO!多摩」を実施します!

- ①事業者支援及び生活者の家計負担軽減を目的とした物価高騰対策
- ②QRコード決済（au PAY）により市内加盟店で支払いをすると、20%のau PAY残高を付与

市民経済部経済観光課

第7弾「キャッシュレスでGO!GO!多摩」を実施します!

ポイント

- ①事業者支援及び生活者の家計負担軽減を目的とした物価高騰対策
- ②QRコード決済（au PAY）により市内加盟店で支払いをすると、20%のau PAY残高を付与

1 第7弾「キャッシュレスでGO!GO!多摩」

本事業は、本市が国の重点支援地方交付金を活用して行う物価高騰対策の一環として、市内事業者支援・生活者の家計負担軽減を目的に実施するものです。

QRコード決済（au PAY）により市内加盟店で支払いをした方に、20%のau PAY残高を付与します。

問い合わせ

市民経済部経済観光課 電話：042(338)6909

2 実施概要

期間：令和8年6月1日(月)から6月14日(日)
還元率：20%
還元上限：1,000円/回、5,000円/期間

【対象者】

多摩市内の対象店舗でスマートフォンの「au PAY」で決済を行った方
※多摩市民以外の方も対象となります。

【対象商品・店舗】

本キャンペーンは、原則、市内で商品・サービスを提供するau PAY加盟店舗すべてを対象

多摩市勤労者市民共済会の入会金・月会費が免除されます！

- ①本事業は市内事業者向けの物価高騰対策として実施します。
- ②市は幅広い中小企業者支援を目的として、令和8年度の多摩市勤労者市民共済会の入会金、月会費を無償とする補助を実施します。

市民経済部経済観光課

多摩市勤労者市民共済会の入会金・月会費が免除されます！

👉ポイント

- ①本事業は市内事業者向けの物価高騰対策として実施します。
- ②市は幅広い中小企業者支援を目的として、令和8年度の多摩市勤労者市民共済会の入会金、月会費を無償とする補助を実施します。

1 入会金・月会費の免除について

令和8年度の多摩市勤労者市民共済会（以下「共済会」という。）の入会金・月会費を免除します。

(1)対象

市内事業所(従業員100人以下)の従業員と事業主、市内在住の市外事業所従業員または事業主(他市共済会員を除く)

(2)入会金・月会費

入会金：500円/人

月会費：500円/人

(3)免除期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※予算がなくなり次第終了

添付資料 多摩市民勤労者市民共済会パンフレット

2 共済会の事業について（参考）

市内で働く皆さんの福利厚生の実施のため、各種事業を行っています。

内容	金額など
旅行補助	2,000円※
定期健康診断または人間ドック補助	2,000円または5,000円※
自己啓発補助	5,000円※
共済会給付（慶弔金など）	5,000円～200,000円
余暇活動事業	映画・観劇・レジャー・温浴施設等の割り引き、教室開催等

※年度内1人1回

問い合わせ

- ・市民経済部経済観光課 電話：042(338)6867
 - ・多摩市勤労者市民共済会事務局 電話：同上
- ※共済会の事業内容については共済会事務局にお問い合わせください。